

事 務 連 絡

令和2年7月21日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂及び感染が拡大している都道府県における対応について（周知）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、内閣官房から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂について、改めて依頼がございました。これを受け、大臣官房危機管理室より、標記について、関係団体等に対し情報提供や指導を行うよう依頼があったところです。

貴法人におかれましてはご確認いただくとともに、改めて会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

- (別添①) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂について（依頼）（令和2年7月17日付事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）
- (別添②) 感染が拡大している都道府県における対応について（令和2年7月17日付事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

事 務 連 絡
令和2年7月20日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂及び感染が拡大している都道府県における対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）（令和2年7月14日付事務連絡 大臣官房危機管理室）」で、ガイドラインの遵守の徹底をお願いしたところですが、改めて、内閣官房より別添①、②のとおり依頼がございました。

つきましては、各局におかれては、改めて、下記の点について所管団体等に対して情報提供や指導をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂（別添①関係）

（1）基本的な感染防止策その他業態に応じた必要な対策の記載について

7月16日の新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）において、「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」が示されたところです。

基本的な感染防止策はイベント関連の業種に限らず、多くの業種にとって重要な対策ですので、再度業種別ガイドラインを確認した上で、前述の基本的な感染防止策が適切に記載されるよう、調整・指導をお願いします。また、これらに限らず、その他業態に応じた必要な対策を盛り込んでいただくよう、改めて情報提供や指導をお願いいたします。

（2）業種別ガイドラインにおける飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項の記載について（※1）

消防庁から「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）」が発出されましたので、所管の関係団体等の業種別ガイドラインにおいて、感染防止対策として飛沫防止用シートの設置などの記載が

ある場合は、業種別ガイドラインに飛沫防止用のシートに係る火災予防上の注意点が適切に記載されるよう、情報提供や指導をお願いいたします。

(3) 持続化補助金の活用について

業種別ガイドラインの遵守を行うに当たり、持続化補助金（最大 200 万円）の活用が可能ですので、所管の関係団体等に対して情報提供や指導をお願いいたします。

2. 感染が拡大している都道府県における対応について（別添②関連）（※2）

現在、首都圏や関西圏を中心に、再び新型コロナウイルス感染症の新規感染者の増加がみられ、高い緊張感をもって警戒すべき状況となっていることから、基本的対処方針（令和2年5月25日改定）を踏まえ、特に感染者が多く生じている接待を伴う飲食店、その他の酒類の提供を行う飲食店に関する留意点が示されており、所管の関係団体等へ情報提供等をお願いいたします。

(別添①) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂について（依頼）（令和2年7月17日付事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

(別添②) 感染が拡大している都道府県における対応について（令和2年7月17日付事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

※1. (2) については、業種別ガイドラインへの記載とは違いますが、各運輸局等における窓口業務等で使っている場合は周知等の対応をお願いします。

※2. については、海事局の所管団体作成の「屋形船における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」のみが該当しますので、情報提供等をお願いします。

事務連絡
令和2年7月17日

各府省庁担当官 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂について（依頼）

平素から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、7月13日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）」において、ガイドラインの遵守の徹底をお願いしたところですが、改めて下記の点について御対応をよろしくお願ひします。また、所管の関係団体において、業種別ガイドラインの改訂がなされましたら、当室まで速やかにその旨御連絡をお願いいたします。

記

1. 基本的な感染防止策その他業態に応じた必要な対策の記載について

7月16日の新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）において、「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」（別添1）において、「参加者の体調管理」、「マスク」、「大声抑制」、「密閉の回避（換気）」、「密集・密接の回避」、「参加者自身による感染把握」などに関する基本的な感染防止策が示されたところです。

基本的な感染防止策はイベント関連の業種に限らず、多くの業種にとって重要な対策です。各府省庁におかれましては、所管の関係団体に対して、再度業種別ガイドラインを確認した上で、前述の基本的な感染防止策が適切に記載されるよう、調整・指導方願ひします。また、これらに限らず、その他業態に応じ

た必要な対策を盛り込んでいただくよう、改めて情報提供や指導をお願いいたします。

2. 業種別ガイドラインにおける飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項の記載について

本日、消防庁から「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）」（別添2）が発出されましたので、周知いたします。

所管の関係団体の業種別ガイドラインにおいて、感染防止対策として飛沫防止用シートの設置などの記載がある場合は、業種別ガイドラインに飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意点が適切に記載されるよう、情報提供や指導をお願いいたします。

3. 持続化補助金の活用について

業種別ガイドラインの遵守を行うに当たり、持続化補助金（最大200万円）の活用が可能ですので、所管の関係団体に対して情報提供や指導をお願いいたします。

（本件連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、兼井、服部、北村、福田、石岡

TEL：03-6257-1309

イベント開催等に係る基本的な感染防止策

- イベント主催者等は、以下の基本的な感染防止策の実施を含め、「感染拡大予防ガイドライン」に基づく行動。
- イベント参加者等も、以下の基本的な感染防止策の遵守を含め、「新しい生活様式」に基づいた行動。
- 今後、新たなエビデンス等に基づき、感染防止策やそれに基づくイベント開催要件等を見直し。

(1) ウイルスを持ち込まない

- スタッフの体調管理
 - ・ スタッフの定期的な検温
 - ・ 発熱など、体調が悪いスタッフはイベント等への参加を控える
- 参加者の体調管理
 - ・ 参加者の入場時の検温
 - ・ 発熱など、体調が悪い参加者にはイベント等への参加を断る（入場を断った際の払い戻し措置の規定）

(2) 持ち込んでも感染させない

- マスク
 - ・ 熱中症対策等に必要ない場合を除き、マスクの着用を奨励
 - ・ 着用していない者がいた場合は注意喚起、必要な場合はマスクを配布
- 大声抑制
 - ・ 観客等による大声を抑制（演者が大声を発する場合、観客まで一定距離を確保）
- 手洗い
 - ・ こまめな手洗いの奨励
- 消毒
 - ・ 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- 密閉の回避（換気）
 - ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- 密集・密接の回避
 - ・ 入退場時や休憩時、待合場所等における密集・密接の回避(時間差入退場の工夫等)
- 飲食の制限
 - ・ 飲食のための感染防止策を講じたエリア以外での飲食の制限
- 催物前後の行動管理
 - ・ イベント前後の飲食（打ち上げ）等による感染の注意喚起

(3) 感染しても広げない

- 参加者の連絡先把握
 - ・ 可能な限り事前予約制（WEB予約の推奨）、又は入場時に連絡先の把握
- 参加者自身による感染把握
 - ・ 接触確認アプリの導入の推奨（特に、参加者の位置が固定されない催物の場合は強く推奨）、（各都道府県等で開発する）QRコード等による登録の推奨

事務連絡
令和 2 年 7 月 17 日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 } 御中
関係府省庁担当部局

消防庁予防課

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）

平素より火災予防の推進につきましては格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンター等への飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の設置が増えているところですが、先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。

シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、下記の点を参考に、各業種の感染拡大予防ガイドラインに、シートの火災予防上の留意点を記載することにつきまして、貴府省庁所管の各団体に対して周知されるようお願いいたします。

記

1 ガイドラインへ掲載する文例

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

2 その他

燃えにくい素材の考え方については、別紙を参考とするようお願いいたします。

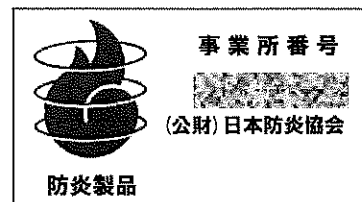
消防庁予防課企画調整係
担当：木村、能仁
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

燃えにくい素材の考え方について

- 一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明のシート類については、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられる。
- 難燃性、不燃性、防災製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましい。

参考

シート類については、(公財)日本防災協会が定める防災性能基準に適合するものが防災製品として認定されているものがあり、防災製品として認定された製品や材料には防災製品ラベルが貼付されている。



[防災製品ラベルの例]

事務連絡
令和2年7月17日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

感染が拡大している都道府県における対応について

現在、首都圏や関西圏を中心に、再び新型コロナウイルス感染症の新規感染者の増加がみられ、高い緊張感をもって警戒すべき状況となっている。基本的対処方針（令和2年5月25日改定。参考参照。）を踏まえ、特に感染者が多く生じている接待を伴う飲食店、その他の酒類の提供を行う飲食店に関し、下記の点について留意されたい。

記

1. 事業者に対する感染拡大予防ガイドラインの遵守の協力要請

感染が拡大している都道府県においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項に基づき、「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」（以下これらを「特定の飲食店」という。）に感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう協力の要請を行うこと。その際、特に次の点に留意すること。

- ① 「外食業ガイドライン」における「テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける。」、「真正面の配置を避けるか、またはテーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。」、「個室を使用する場合は、十分な換気を行う。」といった事項については、店舗面積にかかわらず適用されるものであること。
- ② 「社交飲食業ガイドライン」における「テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペース（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）を空けるまたはパーティション

で区切るなど工夫する。」、「真正面の配置を避けるか、またはテーブル上にできるだけ区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。」、「個室を使用する場合は、十分な換気を行う。」といった事項については、店舗面積にかかわらず適用されるものであること。

- ③ガイドラインの遵守を行うに当たり、持続化補助金（最大200万円）により支援を行っていることを周知すること。

2. ガイドラインを遵守していない特定の飲食店の利用自粛の協力要請

感染が拡大している都道府県においては、住民に対し、改めて対策の基本である「三つの密」の回避を徹底するとともに、特措法第24条第9項に基づき、特定の飲食店のうち感染拡大予防ガイドラインを遵守しているもの以外のものの利用自粛の協力要請を行うこと。

あわせて、利用者が各飲食店のガイドラインの遵守状況を確認することができるよう、感染拡大予防ガイドラインの遵守に関し、各都道府県においてステッカーを配布することや事業者等による自主的な宣言を促す等の取組を推進し、適切に周知等を行うこと。例えば、周知する内容として、各都道府県で配布しているステッカー等が店舗に掲示されているかを確認することや、事前に電話やホームページ等で店舗の遵守状況を確認することを住民に促すといったことが考えられる。

3. ガイドラインを遵守していない特定の飲食店に対する休業要請

感染が拡大している都道府県においては、上記の対策による効果を見極めつつ、高齢者の感染状況や重症者の状況等を勘案し、特措法第24条第9項に基づいて感染拡大予防ガイドラインを遵守しない特定の飲食店に対して休業要請等の措置を講じるよう求めることの必要性について、随時検討すること。なお、現時点において、各都道府県でそれぞれの状況を踏まえて当該措置を講じることを妨げるものではない。

4. 特措法第24条第9項に基づく要請の対象

特措法第24条第9項に基づく要請の対象については、新型インフルエンザ等対策ガイドライン中「IV まん延防止に関するガイドライン」や「第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について」（令和2年4月23日付け事務連絡）等において、業種や類型毎に行うこととしているが、これについて、現下の感染状況の下でより実効性のある対応を行うことができるよう、個々の事業者や施設の管理者等に要請を行っても差

し支えない。

この場合、特措法第24条第9項に基づく個々の事業者や施設の管理者等に対する要請は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられ、同法の規定に従うことに留意すること。具体的には、同法第35条に基づき、要請が口頭で行われるか書面で行われるかを問わず、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意すること。

なお、特措法第24条第9項に基づいて施設の使用制限・停止に係る要請を行う場合には、「緊急事態宣言に伴う事業者への要請等に係る留意事項等について」（令和2年4月10日付け事務連絡）で示しているとおり、当該要請は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条第1項各号に掲げる施設を対象としており、それ以外の施設は、引き続き、施設の使用制限・停止に係る要請の対象としないものであることに留意すること。また、特措法第24条第9項に基づく個別の施設の使用制限・停止に係る要請は、当面、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない者に対して行われることを想定している点に留意すること。

以上

(参考) 基本的対処方針(令和2年5月25日改定)(抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

①

(外出の自粛等)

- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、本対処方針における「特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組(前記の1)②、2)、3)②、4)②)」に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和2年5月14日の専門家会議提言において、「特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる」とされていることを参考とする。

④ 都道府県は、①③の取組を行うにあたっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。